

公署取籍

前記ノ如ク前記ノ交渉順況ニ追拂セル事ノ可奉事致
ナリ終始セリ
右及申(通)報候也

列記

通示書

一 配達直轄科ハ三十四切一トスルコト
二 強制的な徴収ハ絶對禁止スルコト
三 非強制的な徴収ハシコト
四 募集金場全ク一枚ニ付三歩ヲ給與スルコト
五 募集金場ニ配達異一切ヲ給與スルコト
六 給與科ハ毎月十日ニ定ムルコト
七 給與科ハ一割各ニ金ニ付テ給與スルコト
八 口ノ要水ニ付テハ徴収ハ絶對ニ禁止スルコト
九 万一徴収ノ場合ハ手当トシテ金二十五山以上支給スルコト
十 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
十一 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
十二 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
十三 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
十四 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
十五 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
十六 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
十七 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
十八 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
十九 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
二十 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
二十一 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
二十二 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
二十三 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
二十四 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
二十五 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
二十六 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
二十七 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
二十八 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
二十九 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
三十 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
三十一 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
三十二 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
三十三 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
三十四 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
三十五 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
三十六 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
三十七 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
三十八 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
三十九 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
四十 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
四十一 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
四十二 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
四十三 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
四十四 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
四十五 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
四十六 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
四十七 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
四十八 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
四十九 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト
五十 徴収ノ要水ハ在ニ取内スルコト

山本彦一 啟

配達直一 同